

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十四号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第二項の規定により平成十九年四月一日以後発行される公債に係る収入については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において平成十八年度所屬の歳入金として平成十九年六月三十日まで受け入れることができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 尾身 幸次
内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等の就学」を「保護者及び視覚障害者等の就学」に、「盲者等の心身の故障」を「視覚障害者等の障害」に改める。

第五条第一項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「又は特別支援学校」に改め、同項第一号中「盲者（強度の弱視者を含む。）（聾者）（強度の難聴者を含む。）」を「視覚障害者、聴覚障害者」に、「心身の故障」を「障害」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同項第二号中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第六条第一号中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第六条の二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同条第二項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。
第六条の三第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。
第六条の四、第九条第一項及び第十条中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。
第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特別支援学校

第十一条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の二中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の三及び第十二条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第十二条の二第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十四条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項及び第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「指定した学校」を「指定した特別支援学校」に改める。

第十六条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「学校」を「特別支援学校」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第十八条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第三章第三節の二の節名を次のように改める。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、ときは「の下に、その保護者及び」を加え、心身の故障」を「障害」に改める。

第十九条及び第二十条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に改める。

第二十一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は」を「法第七十一条の四の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者」に、「若しくは」を「又は」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条の表中「心身の故障」を「障害」に、「盲者」を「視覚障害者」に、「聾者」を「聴覚障害者」に改める。

第二十三条第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十五条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十六条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」及び「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。